

京田辺市認定地域クラブに関する認定要項

1 目的

この要項は、京田辺市立中学校における部活動の地域展開を推進するため、京田辺市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）の認定に関する基準及び手続等を定めることにより、地域と学校が連携した持続的な活動体制を構築し、中学生が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実に図ることを目的とする。

2 認定要件

- (1) 京田辺市立中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）を対象に含む活動であること。
- (2) これまで学校部活動が担っていた役割・機能を継承・発展させ、生徒が希望するスポーツや文化芸術活動に取り組める環境であること。
- (3) 休日は1日3時間以内、平日は1日2時間以内の活動時間とすること。週あたり土・日曜日を含む週2日以上（休日だけ活動する場合は、原則、土日いずれか1日）の休養日を設定すること。
- (4) 活動場所は原則として京田辺市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (5) 認定地域クラブに参加する生徒が自由に加入及び退会できること。
- (6) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (7) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費（休日だけ活動する場合は月額3,000円を上限とする。）を設定すること。
- (8) 公正かつ適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。
- (9) 指導者については、市やスポーツ団体等が主催する指導者研修を受講する等、専門性や指導力の向上に努めていること。
- (10) 安全管理体制の確立と怪我・事故防止等に努めること。
- (11) 団体の規約、年間活動計画、役員・会員名簿等を整備していること。
- (12) 生徒の活動内容や活動実績について、出欠簿等により記録するとともに、生徒の在籍校と必要に応じ情報共有を行うこと。

3 認定の申請

認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、認定を受けようとする始期の1月前までに「京田辺市認定地域クラブ活動認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約もしくは会則、または相当するもの
- (2) 活動計画書（別紙様式1）
- (3) 収支予算書（任意様式）
- (4) 京田辺市認定地域クラブ活動認定要件確認書（別紙様式2）
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

4 認定の決定

教育委員会は、前項の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、認定の可否について判断し、「京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書」（様式第2号）または「京田辺市認定地域クラブ活動不認定通知書」（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

5 認定期間

認定期間は、年度単位とする。

6 変更の届出

認定地域クラブは、申請内容に変更が生じた場合は、「京田辺市認定地域クラブ活動変更届出書」（様式第4号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

※ クラブの基本情報の変更（クラブ名称の変更）、活動体制の変更（代表者や指導者の変更）、活動内容の変更（活動場所の変更や活動計画の変更など）

7 休止の届出

認定地域クラブは、その活動を休止する場合は、「京田辺市認定地域クラブ活動休止届出書」（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

※ 指導者のけがや病気その他の理由により一定期間活動できない場合

8 認定取消しの届出

認定地域クラブは、認定の取消しを届け出る場合は、「京田辺市認定地域クラブ活動認定取消届出書」（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

※ 認定地域クラブ活動の継続が困難になった場合（指導者等が病気や家庭の事情等で後任が見つからない場合や活動休止が長期化し、再開の見込みが立たない場合など）

9 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、認定の取消しを受けた団体は、翌年度の認定を受けることができない場合がある。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠いたとき。
- (3) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が不相当と認めたとき。

教育委員会は、認定の取消しを決定した場合、「京田辺市認定地域クラブ活動認定取消通知書」（様式第7号）を当該認定地域クラブへ通知するものとする。

10 活動報告書の提出

認定地域クラブは、年度末に教育委員会が別に定める書類を提出しなければならない。

11 認定地域クラブの責務

- (1) 認定地域クラブは、教育委員会が行う事業に対し、連携協力を行うものとする。
- (2) 認定地域クラブは、教育委員会の求めに応じて必要な対応を行うものとする。

12 公的支援

認定地域クラブは、別に定めるところにより、補助金の交付その他の支援を受けることができる。

13 その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が別に定める。